

處カラカ金ヲ苦面シナケレバナラヌ。

ソノタメニ吾々ノ權利デアアル農作物損害、家屋、納屋ノ再建費
農具、肥料、飯米ノ支給ニ關スル運動ヲ部落カラ村へ、村カラ郡
へ、國へト大衆的奮起シテ地主並ニ政府へ展開シナケレバナラヌ
(コノ方針ハ別ニ、ダイヤチニ各支部へ報告指示シ闘争ヲマキ起ス
ツモリデアル)

同時ニコノ府ノ溫情的、懷柔政策タル「住宅建設資金貸付」ニ
對シテモ積極的ニ申入レコレヲ逆用スルコトモ必要ダ、否吾々ガ
黙ツテキレバ地主ヤ村ノ有力者ト稱スル連中ガ町村ノ理事者ト結
托シテ自己ノ利益ノタメコノ貸金ヲ利用スルコトハ火ヲ見ルヨリ
モ明ラカダ。

四、吾々ハコノ建設資金貸付ニ對シテ遠慮ナク借入運動ヲ起サウデ
ハナイカ、借入レ運動ノ方針トシテ

1、町村役場へ家屋ノ破壊サレタモノハコソツテ大衆的ニ借入レ

ヲ申込ム。

2、申込ム場合ニ

イ、保証人ハ町村長個人ヤ地主ガナルヤウニ町村役場カラ交渉
セシムル様努力セヨ。

ロ、一千圓以上ノ超過スル建設費ハ町村役場ノ保証テ地主又ハ
信用組合、銀行等ヨリ借入レルヤウ努力セヨ。

ハ、町村ノ共有財産ノ處分、或ハコレヲ擔保トシテ金ヲ借入レ
半壞以下ノ家屋修築費ニアテヨ。

等々ノ要求ヲ町村役場へ嚴重ニ持チコムコト。

3、決シテ個々ニ申込シテハナラナイ、再建セントスルモノハコ
ソツテ申込ミヲナシ少數ノ場合ハ支部ノ幹部ガ同聲シテ行ク
コト。

4、借入ヲ申込シダ場合ニハ必ず聯合會本部へ報告セラレ度シ。

以上